

はじめに



南アルプス市は、富士山に次ぐ我が国第2位の高峰である北岳を中心とする高さ3,000m級の山々がそびえる山岳地域から山麓を経て市街地まで、標高差のある地形を有しております。また、豊かな自然環境を背景に、その麓には御勅使川扇状地が国内有数の規模・形状を誇り、一面に広がる果樹園、のどかな里山や農村風景、数多く点在する歴史・文化的な景観など、四季折々に変化する美しく特色ある景観を形成しています。

特に、田園居住地域周辺では、人が自然と共生する暮らしの中で生まれた様々な知恵や秩序が永い年月をかけて受け継がれ、深みのある地域景観を形成してきました。

しかしながら、近年の都市化や生活様式の変化によって、このような知恵や秩序が継承されなくなり、南アルプス市らしい景観の魅力が少しずつ失われつつあります。

こうした中、南アルプス市の懐の深い個性ある風景をもう一度見つめ直すとともに、潜在的な魅力を引き出し、このまちに住む人、訪れる人、誰もが心とみ、わくわくした感動を覚える、「奥ゆかしさと本物を誇る風景づくり」を基本理念とし、市民協働による景観まちづくりを推進していくため、南アルプス市景観計画を策定しました。

今日のふるさとの景観は、これからも「南アルプス市らしさ」の原点となるものであり、南アルプス市のかげがえのない財産といえます。先人たちの永い努力と営みの中で受け継がれてきた景観は、市民一人一人が協力し合い、守り、育てていかななくてはなりません。そして、このかけがえのない景観を次代に引き継いでいくことは今を生きる私たちの大きな責務であると考えます。

結びに、本景観計画の策定に関しまして、市民アンケート調査等にご協力いただきました皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提案を頂きました市民の皆さま、また大変熱心な議論、提案を頂きました南アルプス市風景づくり市民懇談会、南アルプス市景観計画策定検討会委員の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成23年1月

南アルプス市長 今沢 忠文

目次

はじめに

序章 景観計画について

1. 計画の目的	2
2. 計画の位置づけと役割	2
3. 計画の進行管理	3
4. 策定体制	3
5. 景観計画の区域	4
6. 景観計画の構成	5

第1章 南アルプス市の景観特性と課題

1. 南アルプス市の概況	8
(1) 位置と地勢	8
(2) 歴史的な特色	9
(3) 自然環境	10
(4) 土地利用	12
(5) 社会的環境	14
2. 南アルプス市の景観の特色	16
(1) 自然景観	16
(2) 里山・農村景観	17
(3) 歴史文化的景観	18
(4) 都市的景観	20
(5) 暮らしの景観	21
3. 景観に対する市民の意識	22
(1) 風景づくり市民懇談会での主な意見	22
(2) 景観アンケート調査	23
4. 景観形成に向けた課題	26

第2章 景観形成の基本的な考え方

1. 景観形成の理念と目標	30
(1) 基本理念	30
(2) 景観形成の目標	31
2. 南アルプス市の景観構造	33
(1) 本市の景観構造の特徴	33
1) 市全体から見た特徴	33
2) 田園居住景観エリアの特徴	34
(2) 本市がめざす景観構造	35
1) 景観構造の考え方	35
2) 景観構造の設定	36

第3章 良好な景観形成に関する方針

■ 良好な景観形成に関する方針の構成	40
1. 市全体の景観形成方針	41
□ 景観形成方針の体系	41
(1) 山岳景観の形成方針	42
(2) 眺望・自然景観の形成方針	44
(3) 農村景観の形成方針	48
(4) 歴史文化的景観の形成方針	50
(5) 界わい景観の形成方針	54
(6) 暮らしの景観の形成方針	58
(7) 景観のルールづくりの方針	60
2. エリア別の景観形成方針	62
□ 景観エリア・景観ゾーンの区分	62
(1) 山岳景観エリアの景観形成方針	63
(2) 山間景観エリアの景観形成方針[山方]	64
(3) 田園居住景観エリアの景観形成方針	65
1) 里山集落景観ゾーン[根方]	65
2) 樹園集落景観ゾーン[原方]	66
3) 田園集落景観ゾーン[田方]	67
4) まちの景観ゾーン	68
3. 景観形成推進ゾーンの方針	69
(1) 景観形成推進ゾーンの選定	69
(2) 景観形成推進ゾーンの景観形成方針	70
1) アルプス通り景観ゾーン	70
2) 甲斐芦安線景観ゾーン	71
3) 御勅使川歴史的景観ゾーン	72
4) 核となる市街地景観ゾーン	73
5) 小笠原商店街周辺景観ゾーン	74
6) 法善寺周辺歴史的景観ゾーン	75
7) 河川合流部水辺景観ゾーン	76
8) 市之瀬台地文化的景観ゾーン	77
9) 曲輪田地区農村景観ゾーン	78
10) 飯丘山周辺景観ゾーン	79

第4章 良好な景観形成のための行為の制限事項

1. 建築物等の行為に関する基本的方針	82
(1) 基本的な考え方	82
1) 景観形成地域の区分	82
2) 行為の制限のための手続き	83
(2) 建築物等の行為に関する基本的方針	84
2. 建築物等の届出行為と景観形成基準	85
(1) 建築物等の行為の届出について	85
1) 田園居住地域[原方・田方・まち]	85
2) 里山地域[根方]	87
3) 山岳・山間地域[山方]	88
(2) 行為別建築物等の景観形成基準	89

第5章 景観資源等の質的向上に関する事項

■ 本市で定める事項	95
1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項	96
(1) 基本的事項	96
(2) 指定に関する事項	96
1) 景観重要建造物（建築物、工作物）	96
2) 景観重要樹木	96
2. 景観重要公共施設の整備および良好な景観形成に関する事項	97
(1) 基本的事項	97
(2) 指定に関する事項	97
(3) 整備方針に関する事項	98
(4) 占用等許可の基準について	98
3. 屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項	99
(1) 基本的事項	99
(2) 行為の制限に関する事項	99
4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項	100
(1) 基本的事項	100
(2) 景観農業振興地域整備計画で定める事項	100
5. その他の景観の質的向上に関する基本的事項	101
(1) 眺望景観の保全・創出に関する基本事項	101
(2) 文化的景観の保全・創出に関する基本的事項	102
(3) 自然公園法の許可の基準について	102

第6章 計画の推進に向けて

1. 基本的な考え方	105
2. 計画の推進に向けた施策	106
(1) 景観に対する市民意識の醸成	107
(2) 市民や観光客等の自発的な景観形成活動の推進と仕組みづくり	108
(3) 庁内体制や仕組みの充実	110
(4) 先導的な景観まちづくりの推進	113
3. 当面の取り組み	115
(1) 行政の仕組みと体制づくり	115
(2) 景観に対する市民のモチベーションづくり	116

参考資料

1. 策定経過	119
2. 風景づくり市民懇談会の提案	120
(1) 市民懇談会の概要	120
(2) 風景づくり市民プランの概要	121
(3) 南アルプス市風景づくりシンポジウムの概要	126
3. 景観計画の策定体制	131
(1) 策定検討会名簿	131
(2) 庁内検討会名簿	132
(3) 事務局名簿	132
4. 用語解説	133